



平成23年2月25日

各 位

上場会社名 南海辰村建設株式会社
代表者名 取締役社長 猪崎 光一
(コード番号 1850 大証第2部)
取 締 役
問合せ先 常務執行役員 片岡 健治
経営管理本部長
(TEL 06-6644-7802)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成23年2月15日付（訴状送達日 平成23年2月22日）で、大阪地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟が提起されるに至った経緯

当社は、株式会社大覚（以下「大覚」という。）より受注した分譲マンション「大津京ステーションプレイス（請負代金額1,953百万円、以下「本物件」という。）」について、工事請負契約書および図面にもとづき施工を進めていましたが、竣工引渡も間近に迫った平成21年8月以降、幾度となく大覚から設計変更や手直し工事の要求があり、それに応じてきました。このような中、竣工引渡期日が到来したため、当社は本物件（全108戸）を大覚に引渡し、同社も本物件の表示登記を完了したうえで、そのうち売却済みの59戸を顧客に引渡しました。それにもかかわらず、大覚は、当社に代金を支払わないばかりか、過剰な手直し工事の要求を繰り返すのみでありました。

当社としては、①大覚が要求する手直し工事に誠意をもって対応してきたこと、②大覚の代理人である設計監理会社の指示の下、建築確認済の図面にもとづいて施工し法律上問題ないこと、③役所の竣工検査を経て、正式に建築確認検査済証を受けていることから、本物件について瑕疵は存在しないこと等により、大覚が主張する手直し工事は過剰な要求であると判断し、同社に対して、平成22年1月7日付で請負代金請求訴訟を提起いたしました。訴訟は現在大阪地方裁判所において係属中ではありますが、今回は大覚側がこの訴訟に対する反訴として、当社および設計監理会社等を相手取って、同社が主張する物件の瑕疵に対する損害賠償金等を請求してきたものであります。

2. 訴訟が提起された裁判所および年月日

- (1) 訴訟が提起された裁判所 大阪地方裁判所
- (2) 訴訟が提起された年月日 平成23年2月15日

3. 訴訟を提起した者

- (1) 名 称 株式会社大覚
- (2) 所 在 地 滋賀県大津市皇子が丘二丁目9番12号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 山下 よし子

4. 訴訟内容

本物件に重大な瑕疵が存在するとして、物件建替えのための取壊費用、逸失利益および慰謝料等として総額3,791百万円の支払いを求められたものであります。

5. 今後の見通し

当社といたしましては、本物件には大覚が主張する瑕疵は存在せず、これまで同社が要求してきた手直し工事は極めて過剰なものであり、一般的な取引慣行からは大きくかけ離れ、同社の請求は合理性を欠き極めて不条理であること等、当社の正当性を主張して、適切に訴訟を進めてまいります。

なお、当該訴訟が当社の業績に与える影響は、現段階ではないものと判断しておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合はすみやかにお知らせいたします。

以 上